

# 国家100年の計

～世界平和構築と私たちの使命について～

令和元年6月2日  
日本政治法律学会 講演資料

国民民主党 国会対策委員長  
元総務大臣

原口一博

# 平和

## 核開発の時代に問う

衆議院議員

原口一博



### 柔和なる者に引き継ぐ

北朝鮮による核実験が現実のものとなった今、平和をどのように保てばいいのか？ 拉致問題、テロ対策をはじめ平和活動に尽力し続けている著者が問う。

平和、日本の将来について考えるとき、まず手にとってほしい1冊だね。



### 北野武氏推薦

発行：ゴマブックス株式会社 定価：本体1,800円＋税

### 理想を求めて

私は、衆議院議員として次の3つの理想実現のために活動している。

- ①戦争や暴力、抑圧や差別のない社会的平和の理想
- ②すべての生き物が豊かな自然の恵みを享受できるための地球環境の平和の理想
- ③互いに支え合う豊かな文化を持ち全ての人々が心穏やかに共生する心理的環境の平和の理想

理想を求めて力を尽くせば尽くすほど、現実の壁に突き当たる。多くの場合、その壁のせいで理想をあきらめてしまう。しかし、冷静に眺めてみれば、壁の高さにひるんだり、闇の暗さに嘆いたりする必要などないことに気づく。

# 「チャレンジドをTAXペイヤーに」<sup>②</sup>

## チャレンジド〈challenged〉

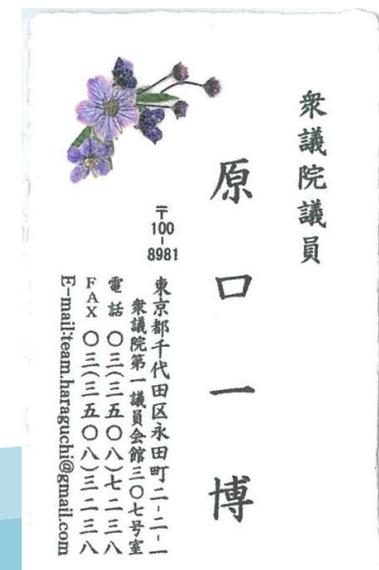
神からチャレンジすべき課題を与えられた人

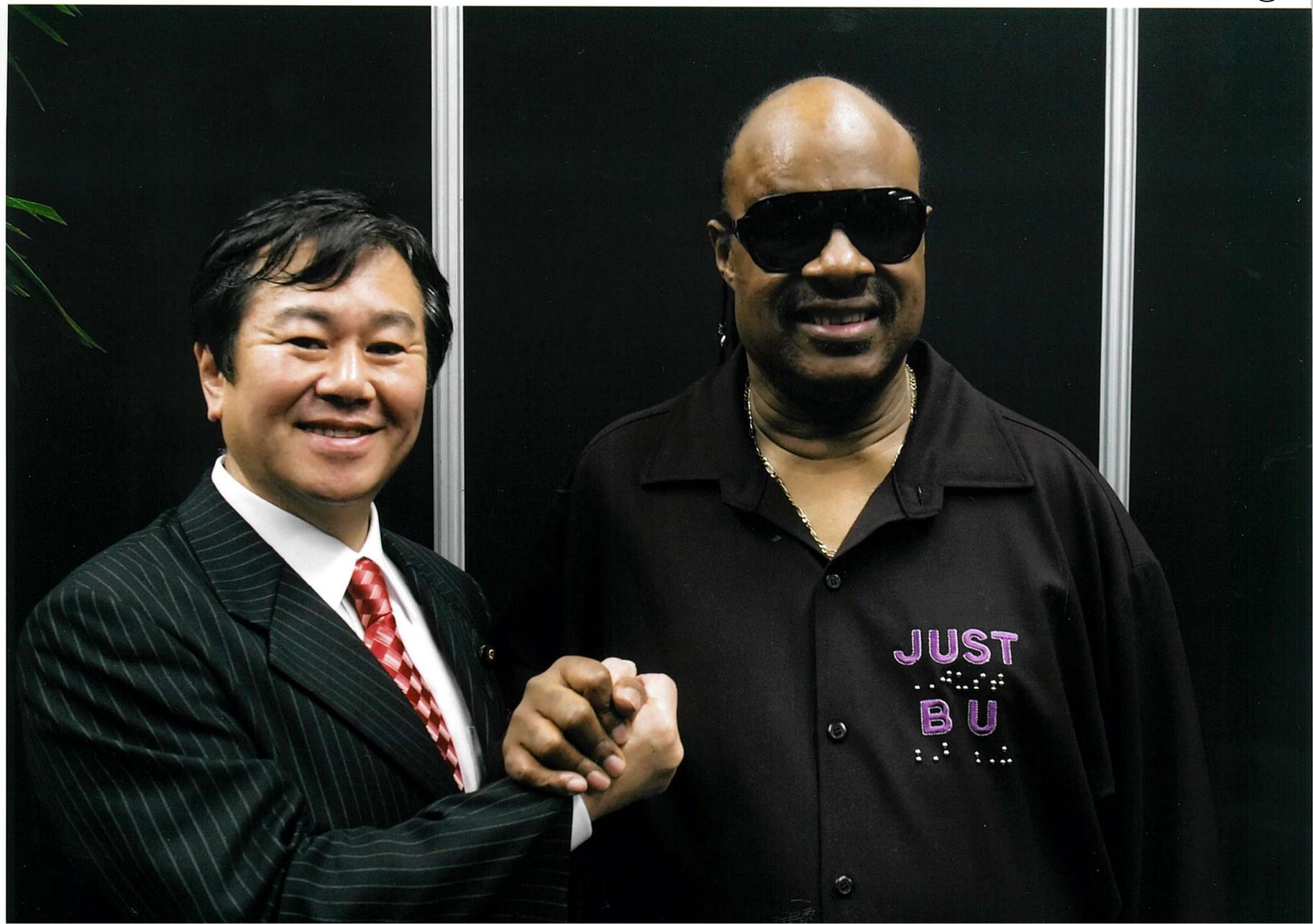
提唱者はジョン・F・ケネディ米大統領。

1962年の議会において、

「障がい者も健常者と変わらず  
納税できるような社会を作るべき」

と訴える際に初めて使用された。





# 検証戦争責任

④

戦争



暴力



抑圧



読売新聞  
戦争責任検証委員会

2006.10.10  
中央公論新社刊

# 国體の本義

文部省教学局編纂 内閣府印刷局発行 1937年（昭和12年）

⑤

建国の由来を明らかにし、その精神を発展・進歩させていくとともに、国民に日本人としての自覚と努力を促すことを目的とした



## 国體の自覚

そもそも社会主義・無政府主義・共産主義などの異常に過激な思想は、究極にはすべて西洋文化思想の根底をなす個人主義に基づくものであり、その現れ方にいろいろな種類があるだけのことである。個人主義を基本におくヨーロッパ諸国、アメリカにおいても、共産主義に対しては、これを受け入れずに、今ではその本来の個人主義を棄てようとして、全体主義・国民主義が急激に勢力を増していき、ファッショ・ナチスが台頭することとなった。つまり、個人主義の行き詰まりは、ヨーロッパ諸国、アメリカにおいても、わが国においても、同じように思想上・社会上の混乱と転機の時期を招いてきているということができる。長い間、個人主義の下にその社会・国家を発達させてきたヨーロッパ諸国、アメリカが、今日の行き詰まりからどうやって解決の方法を見いだすかの問題はしばらく置き、わが国に関する限り、本当にわが国が独自の立場に還り、万古不易(いつまでも変わらない)の国體を発展・進歩させていき、すべての国が追いつけないようにし、よく本来の姿を現し、しかも頑なに古いものに執着し、新しいものを受け入れようとしない態度を捨てて、ますますヨーロッパ・アメリカの文化を、その不純な部分は捨て、純粋な部分を取り入れていくことに努力し、  
本筋を立てて末節の部分も活かしていく、聡明で度量が大きく心が広い日本を建設していくべきである。

## 心の平和(アティテューディナル・ヒーリング(AH))

⑥

アティテューディナル・ヒーリング(AH)というのは、心の平和を唯一の目的とし、自分の責任で心の姿勢(アティテュード)を選び取っていくというプロセスです。

恐怖や不安、怒りや自責の念という感情にとらわれて「敵」のいる人生を過ごしていくのか、それとも、こういった感情を手放して無条件の愛を感じながら生きるのか、という選択は、個人の手で自由にできるという信念がその根底にあります。前者の心の姿勢を「怖れ」と呼び、後者を「愛」と呼びます。「怖れ」を否定するのではなく手放すことが、アティテューディナル・ヒーリング(AH)の中核です。

(AHジャパン ホームページより)

# 子ども

⑦

批判ばかりされた 子どもは 非難することを おぼえる

殴られて大きくなった 子どもは 力に頼ることを おぼえる

笑いものにされた 子どもは ものを言わずにいることを おぼえる

皮肉にさらされた 子どもは 鈍い良心の もちぬしとなる

しかし、激励をうけた 子どもは 自信を おぼえる

寛容にであった 子どもは 忍耐を おぼえる

賞賛を受けた 子どもは 評価することを おぼえる

フェアプレーを経験した 子どもは 公正を おぼえる

友情を知る 子どもは 親切を おぼえる

安心を経験した 子どもは 信頼を おぼえる

可愛がられ 抱きしめられた 子どもは 世界中の愛情を 感じとることを おぼえる



(川上邦夫訳「あなた自身の社会—スウェーデンの中学校教科書」1997年新評論より)

# 人間の尊厳に着目した改革



# 教育と協働による改革

# 未来の学校 Future school

⑨

I C Tを使って児童が教え合い、学び合う「協働教育」を推進

解決型の教育



支え合う教育

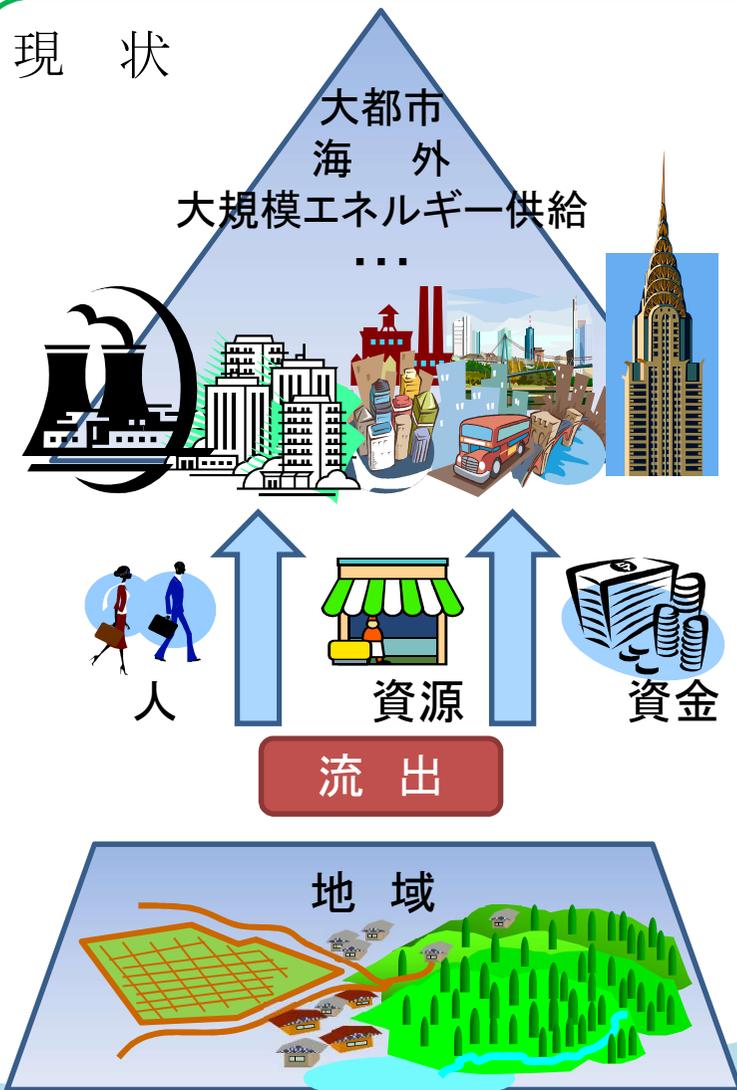


手と手をつなぐ教育



# 「緑の分権改革」の推進による地域の成長<sup>⑩</sup>

現 状



ICT利活用  
の強化

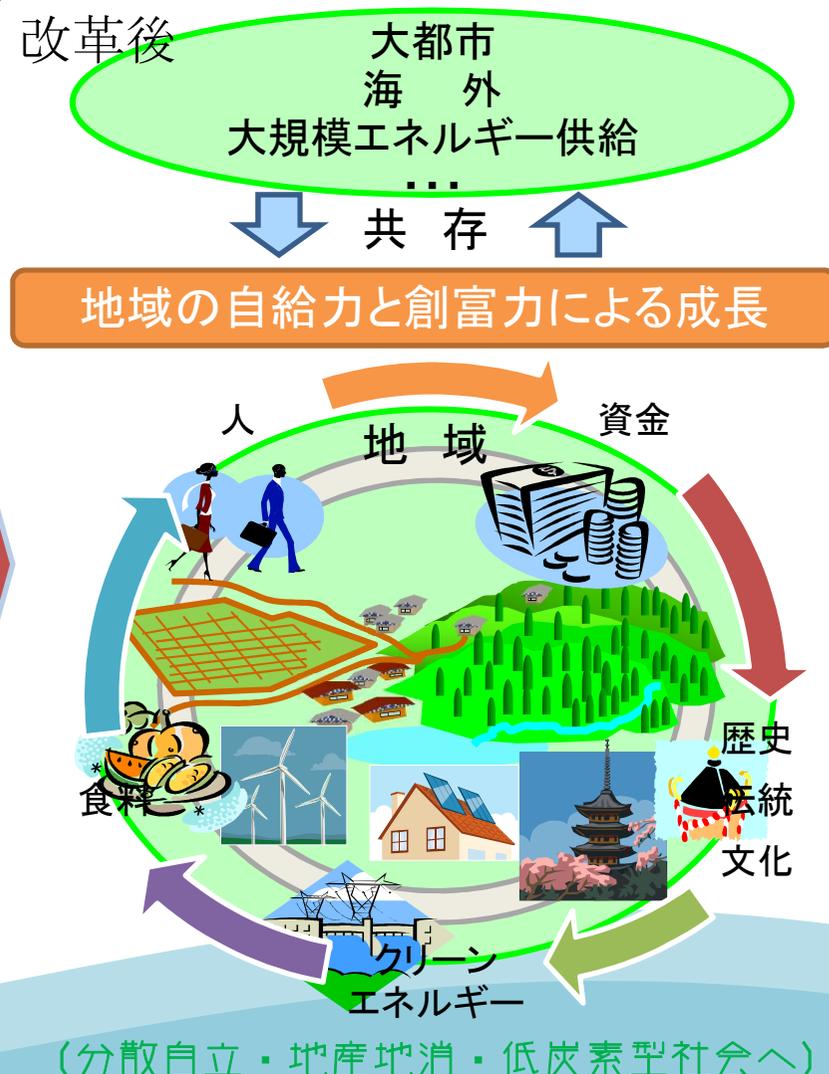
定住自立圏  
構想の推進

緑の分権改革

過疎地域等の  
自立活性化

郵政改革

改革後



# エネルギー政策のパラダイム・チェンジ<sup>⑪</sup>

～ 「緑の分権改革」 (エネルギー・植生の分権的コントロール) ～

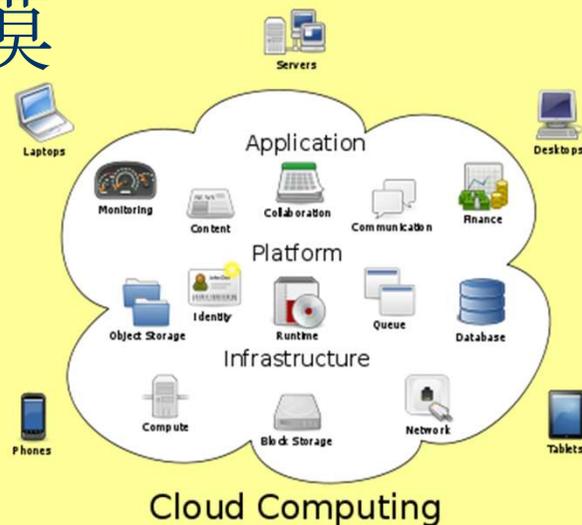


集中・独占・大規模



私たちはエネルギーを作り地球環境に責任を持つ権利を持つ

分散・共同・小規模



# エネルギー政策のパラダイム・チェンジ <sup>⑫</sup>

「エネルギー」 = 「権力」



# 緑の分権改革

## 1 緑の分権改革とは

- 地域においては、少子高齢化・人口減少社会が到来する中であって、厳しい財政制約の下で、地域主権の確立、低炭素型社会への転換等の改革の推進が強く求められている。
- 緑の分権改革とは、それぞれの地域が、森・里・海とそれにはぐくまれるきれいな水などの豊かな資源とそれにより生み出されうる食料やエネルギー、あるいは歴史文化資産の価値等を把握し、最大限活用する仕組みを創り上げていくことによって、地域の活性化、「絆」の再生を図り、「地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造」から、「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換を実現しようとするもの。

## 2 地域主権改革と緑の分権改革

- 地域主権の確立のため、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、国直轄事業負担金の廃止、補助負担金の一括交付金化、出先機関の見直し、国と地方の協議の場の法制化等を目指す。これらにより、住民自治、地方公共団体の権限と責任は飛躍的に高まるもの。
- 緑の分権改革とは、このように地方行財政制度を地域主権型に改革していくことにあわせて、個々人の生活や地域の経済についても、「人材や食料、エネルギー、資源等ができる限り地域で有効に活用される構造」に変えていくことにより、ヒト、モノ、カネ、エネルギーの動きそのものを変革し、地域の自給力と創富力を高めるような社会システムの構築を目指すもの。



国民投票法改正案提出

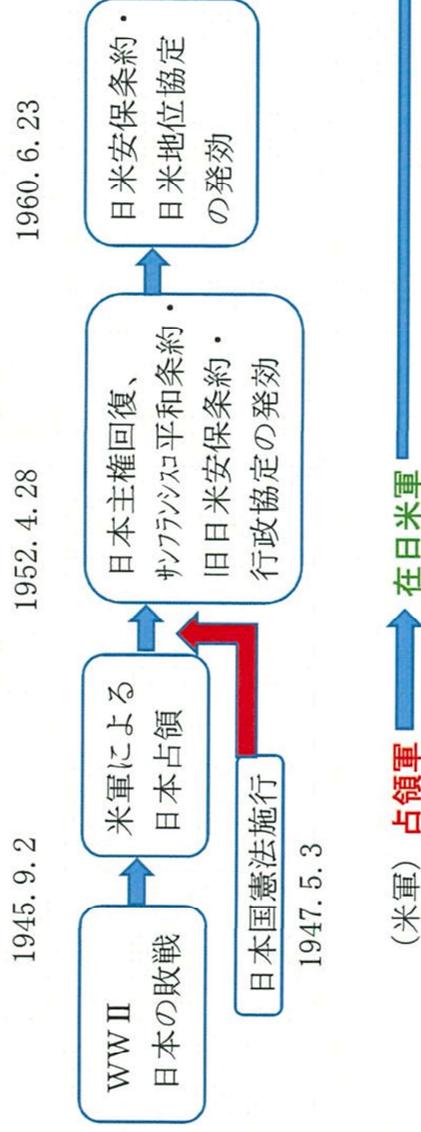


米海軍大学校 ピーター・ダットン教授と



米ハドソン研究所で拉致問題解決のためのセミナー

## 【そもそもその本質：日本(人)の主権意識】



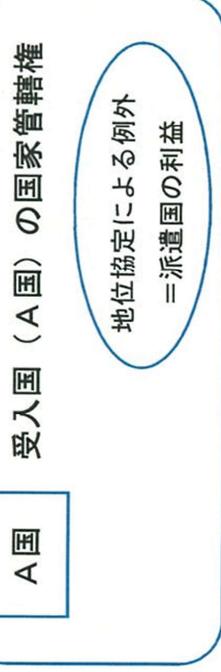
### 【一般国際法と地位協定との関係についての認識】

#### ◆外務省 WEB SITE『日米地位協定Q&A』

一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には特別の取決めがない限り接受国の法令は適用されず、このことは、日本に駐留する米軍についても同様です。このため、米軍の行為や、米軍という組織を構成する個々の米軍人や軍属の公務執行中の行為には日本の法律は原則として適用されませんが、これは日米地位協定がそのように規定しているからではなく、国際法の原則によるものです。



◆米務省の要請に基づく「国際安全保障諮問委員会」報告書 (2015. 1. 16)  
ある国に所在する者には、当該国がその (国家) 管轄権について一部の制限に同意している場合を除いて、当該国の法令が適用されるのが、一般的に受け入れられている国際法の原則である。駐留軍地位協定は、この原則に関する合意された例外を規定するものであり、協定によって受入国は、派遣国の利益のために、本来有する一定の管轄権及びその他の権利を放棄することに合意している。



## 「治外法権」を解消し、真の主権を確立する ＝日米地位協定の改定(案)＝

⑱

日米地位協定は、在日米軍による施設・区域の使用を認めた日米安全保障条約第6条を受けて、我が国における米軍の地位や施設・区域(以下「基地」という。)の使用の在り方について定めた国会承認条約であり、厳密な意味では、「地位協定」と「基地使用協定」の二つを併せ持つものである。本協定は、1960年に締結されて以来、一度も改定が行われていない。

第二次世界大戦終了後、我が国のみならず、ヨーロッパ諸国においても、戦争状態が解消され主権が回復した後もなお、駐留米軍があたかも占領軍であるかのような行動が許されてきた例があるが、ドイツやイタリアは、1990年代にそれぞれ、国民の支持と政府の努力により、NATO軍地位協定という純粋な地位協定を補足するそれぞれの協定を改正あるいは締結し(ドイツではボン補足協定の改定、イタリアでは米軍駐留基地取極の締結)、自国の主権を名実共に回復し、それ以降は、駐留米軍(基地)に対する国民の不満は大きく解消されたとされる。

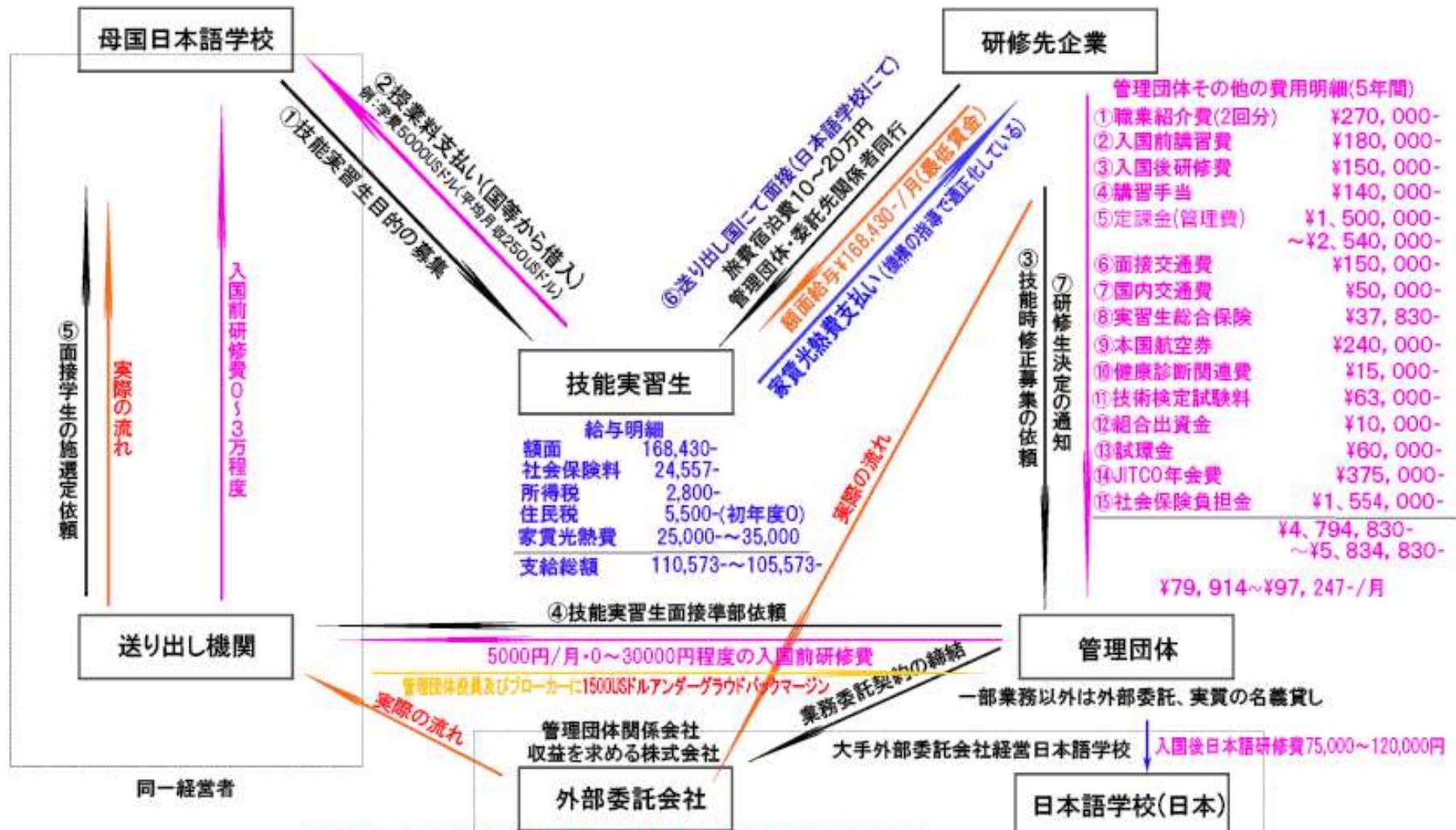
翻って、我が国では、東西冷戦崩壊から20年余りが過ぎた今も、多くの米軍基地が存在し、多くの米軍人や軍属が駐留し、それに伴い、事件・事故が絶えない。基地外で発生する事件の捜査や事故の処理に我が国の警察を始めとする公的機関が排除される光景は珍しくない。また、自衛隊の航空機には許されない、住宅地や市街地での低空飛行や夜間飛行を行う米軍の航空機を取り締まることさえできない。米軍基地内で重度の環境汚染が疑われたとしても、その立入調査もできない。このような状況が許される法的根拠は、日米地位協定であり、同協定を基盤とする様々な特例法である。例えば、上記の低空飛行等を取り締まれないのは、そのような飛行を禁止する航空法の規定を米軍には適用しないとする航空特例法があるからである。さらに、日米合同委員会で、国会の承認もなく、ほぼ秘密裏に決められる「合意」である。まさに日本は米軍による「治外法権」状態にあると言っても過言ではない。

国民民主党は、政府に対し、日米地位協定の改定とともに、様々な特例法の見直しを要求するが、政府の取るべき根本的な姿勢として、駐留米軍は我が国の施政の下にある領域においては我が国の主権に服し、地位協定により認められる例外を享受するという、米軍も公的文書で認識している国際法の常識に立ち返って、以下の要求に応えるべく、政府は、米国政府と交渉するべきである。



国会Gメン 総会

### 技能実習生募集及び金の流れ



管理団体は利益に対する規制があり、利益を委託会社を設立留保している 小規模管理団体は日本語研修施設に依頼

事業者(研修先)の費用負担は管理費94,747円+人件費168,430円+寮借上げ費(7~10万)=263,177円となる。(寮借上げ費を除く)

★管理団体は収益を題してはいけな。協同組合又は公益法人に限られます。収益を確保するためにアンダーグラウンドのマーヅを取ったり、関連会社に業務委託させ収益を確保している。管理団体で法律を厳守しているところは皆無と言われています。名義貸しやは禁止されているが法の抜け道を駆使して利益確保をしているのが現状です。地方の協同組合が全国に技能実習生を紹介しています。根本的に管理府団体の根本的な検証なしに新たな外国人の受け入れは、人権問題も含め国際問題となりかねません。何故収益を上げてはならない管理団体に多くが参加するのは儲かるです。基本的に技能実習制度の見直しが不可欠です。

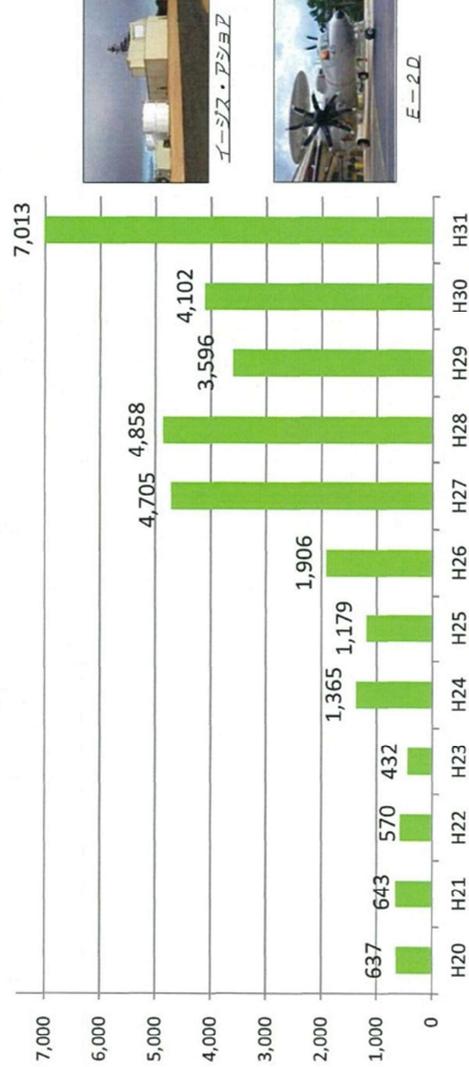
31.2.25  
防衛省

FMS調達に係る各年度(平成20年度～31年度)の予算総額

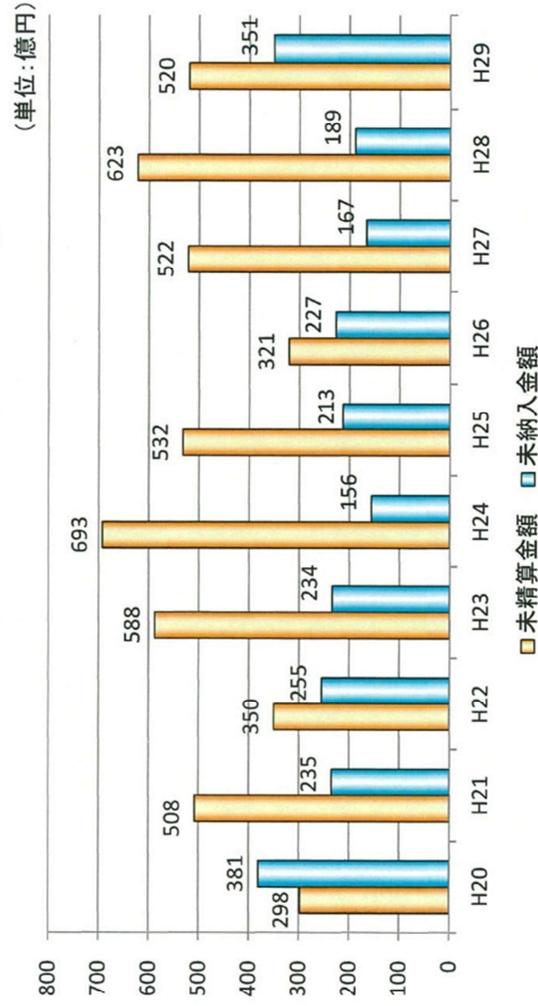
(単位:億円)

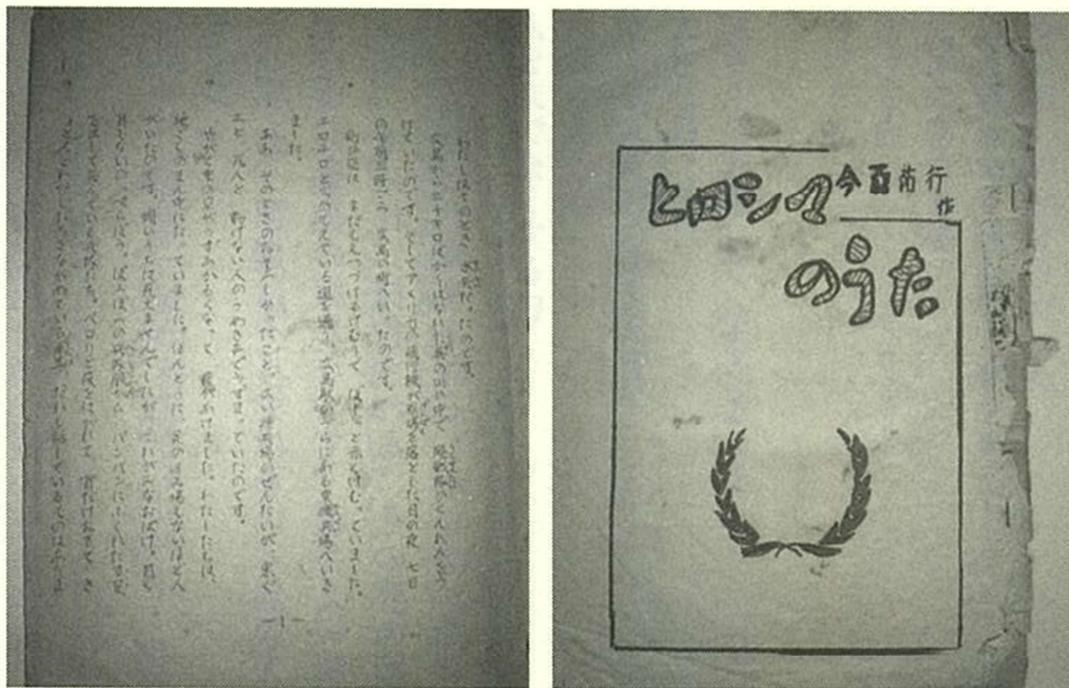
年度(和暦)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
年度(西暦)	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
FMS予算総額	637	643	570	432	1,365	1,179	1,906	4,705	4,858	3,596	4,102	7,013

※SACO関係経費、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分、新たな政府専用機導入に伴う経費及び防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策に経費を除く。

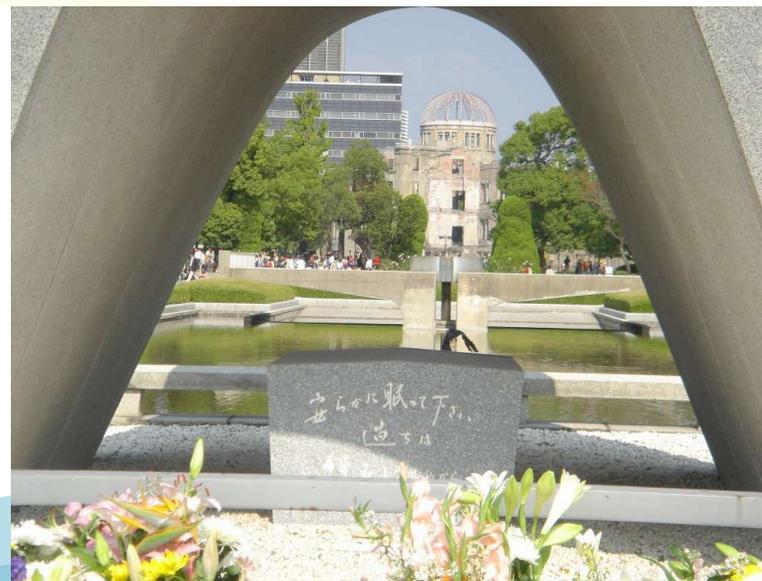


未精算・未納入額について





古賀先生の手書きの教科書の表紙と原稿。先生が手書きで教材をつくってくださった。



安らかに眠って下さい 過ちは繰返ませぬから

